



＼ 東京圏内の大学生のみなさんへ ／ 兵庫県での就職を目指しませんか？

都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに通う学部生が、

卒業年度の6月1日以降に実施される

兵庫県内の企業の採用活動（選考面接等）に
参加するための交通費として16,000円を支援します。

（東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）

制度の詳細は裏面をご覧ください。

交通費として16,000円を補助します。
詳細は裏面又はQRコードからご確認ください。



兵庫県地方就職学生支援事業（地方就職支援金のご案内）

R 6 年 度 実 施 市 町	県HPからご確認ください。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/hyogo-matching/tihousyusyoku.html
対 象 者	本部が都内にある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに原則として4年以上在学する卒業年度の学部生（申請時）であって、兵庫県の事業実施市町に移住及び兵庫県内に就職する方。 ※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
補 助 内 容	支給金額：16,000円 地方就職支援金として、卒業年度の6月1日以降の採用面接等にかかる往復交通費として16,000円を支給します。ただし、提出のあった領収書に記載のある金額が16,000円を下回る場合、その記載額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を支給します。
移住等に関する要件	
移 住 元 に 関 する 要 件	次に掲げる事項の全てに該当すること ①大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く。以下同じ）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業見込みであること ②大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること
移 住 先 に 関 する 要 件	次に掲げる事項の全てに該当すること ①兵庫県内に所在する企業に就職することが内定していること ②卒業後に上記内定企業に就職し、県内市町に移住する意思を有していること
その他の要件	次に掲げる事項の全てに該当すること ①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと ②日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること ③その他兵庫県及び事業実施市町が不相当と認めた者でないこと
就業に関する要件	
就 業 先 に 関 する 要 件	次に掲げる事項の全てに該当すること ①勤務地が兵庫県内に所在すること ②風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと ③暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと ④官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く）ではないこと ⑤就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと
就業条件等に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること ①週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること ②当該地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。
申 請 方 法	申請書と必要書類を添えて、各市町の窓口申請してください。 年度内の受付は10月1日から2月末日までです。 ※地方就職支援金は各市町の予算の範囲内で実施しています。予算上の理由等により支援金の交付が不可となる可能性もございますので、申請前に必ず移住予定先市町の窓口までお問い合わせください。

※対象市町（一部、地域）から転居した場合、対象の職を辞した場合等には地方就職支援金の一部または全部の返還が求められます。